『ご家族登録制度』取扱条項

『ご家族登録制度』取扱条項は二次元コードから確認、保存できます。

ジブラルタ生命保険株式会社

1.ご家族登録制度の概要

「ご家族登録制度」は、ジブラルタ生命保険（以下「当社」といいます）の契約者があらかじめ所定のご家族を当社に登録することにより、その登録されたご家族（以下「登録ご家族」といいます）が、以下の事項を実施できるサービスです。

（1）保険契約内容の照会（具体的な範囲は後記7.をご確認ください）

（2）各種請求書類の契約者宛の送付依頼

（3）一部の請求手続き（具体的な内容は後記8.をご確認ください）

2.登録ご家族の指定条件

・登録いただけるご家族は、保険契約単位の設定とし、1保険契約につき1名です。

・以下の条件をすべて満たすご家族のみ、登録いただけます。

（1）次のいずれかの条件を満たしていること

① 契約者の戸籍上の配偶者または契約者の3親等以内の親族であること

② 契約者と同居し、または生計を一にしている①に準ずる者として当社が認めた者であること

③ ①②のほか、上記1.の事項を行使すべき相当な関係があると当社が認めた者であること

（2）日本国内に在住している成年者で、意思能力を有すること

（3）次のいずれにも該当しないこと

① 成年後見制度等により、契約者に法定代理人が設定されている

② 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められる

③ 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められる

④ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる

⑤ そのほか反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

⑥ 前記①～⑤以外で当社が登録をお断りする相応な事由があると認められる

3.ご家族登録制度の申込方法

・契約者・登録ご家族は当取扱条項に同意のうえ、お申込みください。

・当社の定める方法により、当社に以下の項目を通知してください。

（1）登録ご家族の氏名（漢字、フリガナ）、生年月日、性別、契約者からみた続柄

（2）登録ご家族の住所、電話番号

※当社は上記以外の項目の通知を求めることがあります。

・次の2点を前提としたお申込みとしてください。

（1）登録ご家族に対し、上記情報を当社へ提供することについて同意を得ていること

（2）被保険者と受取人に対し、その氏名等の情報を当社が登録ご家族へ開示することについて同意を得ていること

4.サービスの開始

本サービスによる登録ご家族からのご照会・ご請求は、上記3.の申込により、当社がこれを承諾し、当社システムに登録された時点からご利用を開始できます。

5.サービスの停止

本サービスは、以下のいずれかに該当した場合に、当社システムへの反映により停止します。

（1）契約者または登録ご家族からのサービス停止申出があった場合

（2）登録ご家族が不同意であったことが判明した場合

（3）登録ご家族が前記2.のすべての条件を満たさないことが判明した場合

（4）対象保険契約の契約者が変更された場合

（5）対象保険契約が解約・死亡保険金支払等により消滅した場合

（6）契約者と年金受取人が異なる年金保険が年金開始した場合

（7）契約者と受取人が異なる保険金を据置した場合

（8）個人情報保護の観点から当社が必要と認めた場合

（9）その他、当社所定の手続きにより、当社が必要と認めた場合

6. その他注意事項

- ご家族の登録は保険契約単位ですので、複数の保険契約にご加入の契約者は、ご家族を登録する保険契約の証券番号を申出時にご指定いただく必要があります。
- 登録完了後、当社より契約者および登録ご家族に登録完了を通知します。
  また、住所・電話番号の変更や保険契約内容の変更が完了した場合など、当社が必要と判断した場合は登録ご家族にも通知を行います。
- 登録ご家族が当社へ照会し回答を受けることができる保険契約内容は、原則として、当社が契約者へ回答できる内容と同等です。（後記7.をご参照ください）
- 登録ご家族による後記8.以外のお手続きはできません。なお、お手続きに関する各種請求書類の契約者宛の送付は登録ご家族からも承ります。
- 登録ご家族の変更手続き（改姓・訂正、住所、電話番号等）、および本サービスの停止を希望する場合は、契約者または登録ご家族から当社コールセンターへお申出ください。
- 契約者の転居や災害発生時等、当社から契約者への連絡が困難となった場合には、当社から登録ご家族へ連絡のうえ、契約者の連絡先を確認させていただく場合があります。
- 新しく申し込まれる保険契約に対してご家族登録申し込みをされた場合、保険契約の成立後に登録します。（不成立となった場合、ご家族登録申し込みは取り下げとさせていただきます）
- 当社は、契約者・登録ご家族の事前の承諾なく、本取扱条項の変更等を行うことがあります。
  その場合、当社は本取扱条項の変更等について、変更事項を通知もしくはホームページ等に掲載します。
- 当社はいつでも本サービスを廃止する場合があります。

7. 登録ご家族に開示する保険契約内容

登録ご家族が当社へ照会し回答を受けることができる保険契約内容は、以下の内容です。

- 契約者の氏名・生年月日・住所・電話番号
- 被保険者の氏名・生年月日※1
- 受取人の氏名・生年月日・続柄・受取割合※1
- 保険契約現況（有効・失効等）
- 保険金額
- 保険料額
- 保険期間・払込期間
- 保険商品（種類・名称等）
- 保険料払込方法・収納情報（保険料立替情報・前納情報含む）
- 試算情報（解約・契約者貸付・減額・払済・前納・保険料自動振替貸付等）
- 申込に関する情報（申込日・代理店・取扱者等）
- 口座情報
- 契約者の請求情報（解約・契約者貸付・減額等の履歴情報）
- 質権設定情報（設定有無・質権者情報）
- 後見人設定情報（設定有無・後見人情報）
- 指定代理請求特約情報（設定有無・指定代理請求人情報）
- 登録ご家族の設定有無
- 登録ご家族の氏名・生年月日・性別・続柄・住所・電話番号

※1 情報開示については、契約者が被保険者および受取人の同意を得ていることがご家族登録制度申込の条件となります。

8. 登録ご家族よりご請求いただけるお手続き

当社の定めるところにより次のお手続きを取り扱います。

- 保険証券の再発行請求
- 契約者の住所・電話番号の変更請求

なお、契約者・受取人の意思表示や判断が困難等の特別な事情がある際、登録ご家族より代理で以下の請求が可能となる場合があります。

- 保険金・給付金・年金などお支払事由が確定している請求
- 契約者代理請求制度※2の取り扱いに基づく、解約・保険契約内容変更等の請求

※2 契約者代理請求制度の詳細につきましては、当社ホームページ、担当ライフプラン・コンサルタントもしくは代理店、またはコールセンターへご確認ください。